

富山市教育委員会 3 月定例会 資料

富山市統合校整備等推進室の設置に関する規則の廃止及び 富山市教育委員会行政組織規則等の一部改正について

[教育総務課]

[統合校整備等推進室]

[学校施設課]

(1) 趣旨

本市の最重要課題である市立小・中学校の再編を今後推進していくため、現在臨時に設置している「統合校整備等推進室」を廃止し、新たに「学校再編推進課」を設置するもの。また、業務執行体制の更なる強化を図るため、教育総務課所管の学校再編・通学区域審議会に関する事務を移管するとともに、これに伴う関係規則及び規程を整備するもの。

改正等を行う規則及び規程

- ①富山市統合校整備等推進室の設置に関する規則
- ②富山市教育委員会行政組織規則
- ③富山市教育委員会事務局次長の事務分担規程
- ④富山市教育委員会文書取扱規程

(2) 改正等の内容

- ①富山市統合校整備等推進室の設置に関する規則を廃止する規則
 - ・富山市統合校整備等推進室の設置に関する規則を廃止する。
 - ・附則として富山市教育委員会事務決裁規則中の「、室長」を削除する。
- ②富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 - ・第6条第1項の本庁の組織に「学校再編推進課（計画係、整備係）」を追加する。
 - ・第7条の教育総務課の項の第7号（学校の設置及び廃止に関する事項）、第11号（富山市通学区域審議会に関する事項）を削除し、「学校再編推進課」の項を追加する。
 - (1) 学校の設置及び廃止並びに学校再編に関する事項
 - (2) 学校再編に係る学校施設の整備計画及び建設に関する事項
 - (3) 学校再編に係る学校の用に供する教育財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項
 - (4) 学校再編に伴う事務の調整に関する事項

- (5) 富山市通学区域審議会に関する事項
- ・第7条学校施設課の項中「(統合校に係るものを除く。)」を削除する。
- ③富山市教育委員会事務局次長の事務分担規程の一部を改正する訓令
- ・現行の規定中「統合校整備推進室」を「学校再編推進課」、「統合校整備等推進」を「学校再編推進」に改める。
- ④富山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- ・「学校再編推進課」の文書番号「教学再」を追加する。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

押印を求める手続の見直し等のための教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

行政手続における市民への押印の求めについては、令和3年4月1日をもって原則廃止することとなったため、押印を求める手続の見直し等のための教育委員会関係規則を整備するもの。

(2) 制定内容

- ①富山市学校施設使用規則
- ②富山市立富山外国語専門学校学則
- ③富山市文化財保護条例施行規則
- ④富山市立図書館条例施行規則
- ⑤富山市立富山ガラス造形研究所学則

以上5つの教育委員会規則について、様式等から押印の文言または「㊦」を削るとともに、常用漢字表に基づいた表記（例：「あて先」→「宛先」等）に改める。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

押印を求める手続の見直し等のための教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

富山市教育委員会
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

押印を求める手続の見直し等のための教育委員会関係規則の整備に関する規則

(富山市立学校施設使用規則の一部改正)

第1条 富山市立学校施設使用規則(平成17年富山市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「名儀」を「名義」に改め、同条第5号中「き損」を「毀損」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正)

第2条 富山市立富山外国語専門学校学則(平成17年富山市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

(富山市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第3条 富山市文化財保護条例施行規則(平成17年富山市教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「富山市指定文化財滅失・き損等届出書」を「富山市指定文化財滅失・毀損等届出書」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「(注) 所有者等の氏名欄には、所有者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、所有者等が法人の場合は、記名押印してください。」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「(注) 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が

法人の場合は、記名押印してください。」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「(注) 所有者等の氏名欄には、所有者等が署名し、又は記名押印してください。ただし、所有者等が法人の場合は、記名押印してください。」を削る。

様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「富山市指定文化財滅失・き損等届出書」を「富山市指定文化財滅失・毀損等届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「き損・」を「毀損・」に改める。

様式第9号から様式第13号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に、

「(注)

1 指定書(認定書)が損傷したときは、当該損傷した指定書(認定書)を添えてください。

2 申出者氏名欄には、申出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申出者が法人の場合は、記名押印してください。」

「(注) 指定書(認定書)が損傷したときは、当該損傷した指定書(認定書)を添えてください。」

改める。

(富山市立図書館条例施行規則の一部改正)

第4条 富山市立図書館条例施行規則(平成17年富山市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

(富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正)

第5条 富山市立富山ガラス造形研究所学則(平成21年富山市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例施行規則の制定について

[教育総務課]

(1) 趣旨

市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、オンライン等により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的に「富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」が制定されることとなった。

これを受け、教育委員会においても同条例施行規則を制定するもの。

(2) 制定内容

「富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の主な内容は以下のとおり。この条例の施行に関し、必要な事項を定めるための規則を制定する。

①申請、処分通知、電磁的記録、作成等

申請、届出等や行政処分等の通知、縦覧、記録の作成等について、条例や規則等の規定により書面で行うこととされている場合でも、条例等の規定に関わらず、オンラインや電子化によることを可能とする。

②到達みなし規定

オンラインで行われた申請、届出等の到達時期は電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなす。

③署名等代替規定

署名、押印等が条例等で規定されているものについて、オンラインで手続等が行われる場合においては、電子署名等で代替できることとする。

④添付書面の省略

行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報については添付書類を省略できることとする。

⑤情報システムの整備等

オンライン化、電子化を推進するにあたり、情報システムを整備するとともに、事務手続きの簡素化・合理化を行うよう努めることとする。

(3) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 月 日

富山市教育委員会
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年富山市条例第 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 項から第 6 項まで、第 4 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項、第 5 条第 1 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手続等)

第 2 条 富山市教育委員会の手続等に係る条例の施行については、富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 3 年富山市規則第 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

富山市教育委員会告示第 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年富山市条例第 309 号）第 13 条の規定により告示する。

令和 3 年 月 日

富山市教育委員会

教育長 宮 口 克 志

施設の名称	指定管理者の所在地、名称及び 代表者氏名	指定期間
富山市野外教 育活動センタ ー	富山市湊入船町 12 番 1 号富山 市総合体育館内 公益財団法人富山市体育協会 会長 塩井 保彦	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日まで

富山市科学博物館条例施行規則の一部改正について

[科学博物館総務課]

(1) 趣旨

富山市科学博物館附属施設を廃止するため、富山市科学博物館条例施行規則から附属施設に関する部分を削除するもの。

(2) 改正内容

- ①附属施設である天文台の設置に関する部分を削除。
- ②天文台観覧料及び天文台年間観覧料に関する部分を削除

(3) 施行期日

令和3年4月1日

富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正について

[富山外国語専門学校]

(1) 趣旨

授業科目や授業時間数を見直す必要が生じたため、富山市立富山外国語専門学校学則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

別表第 1 及び別表第 2 について、授業科目、必修・選択の別、年間授業時間数、週授業時間数の変更

主な改正内容

- ①英文法演習 I、II の新設
- ②実施していない選択科目（英語辞書指導など）の削除
- ③授業時間数の変更（コンピューティング I 週 2 時間→週 1 時間など）
- ④科目の細分化（第 2 外国語 II →中国語 II、韓国語など）

(3) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

令和3年3月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

- 1 会 期 令和3年3月1日（月）～24日（水）
 ※代表質問 …… 3月5日
 一般質問 …… 3月8日、9日、11日、12日
- 2 概 要 代表質問においては2党から、4日間の一般質問においては、6人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 学校再編について

①自由民主党（代表） 村家 博 議員（3月5日）

（問）市全体の学校再編について、今後どのように進めていくのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

（答）令和2年11月25日に策定した「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」には、望ましい学校規模や通学距離・通学時間、早期に適正化を検討する学校規模、適正化を進める上で考慮すべきことについて、富山市の基本的な考え方を定めている。

この基本方針では、早期に適正化を検討する学校として、「複式学級が存在する学校」や「全学年が単学級である学校」を挙げていることから、令和3年度末を目途に、これらの学校を中心に再編対象とする学校の組み合わせを検討する、市立小・中学校の再編計画を策定することとしている。

令和4年度以降、策定した再編計画に基づき、対象地域において説明会を行い、地域の皆さんの意見を伺いながら、市の財政状況を勘案しつつ、再編の取組みを進めていく。

なお、今回策定する再編計画に先行して統合を行う事例として、平成25年に八尾地域自治振興会から要望を受け、令和4年4月に八尾中学校と杉原中学校を統合することや、昨年9月に水橋5地区の自治振興会から地区内の5小学校、2中学校の統合校設置の要望を受けて行う統合があるが、いずれも富山市が定めた基本方針の学校規模等と合致している。

また、水橋地区の小・中学校の統合にあたっては、水橋地区全体の統合に先立ち、再編を行う手段の一つとして、三郷小学校・上条小学校において、令和4年4月の一次統合を目指して、現在協議を進めている。

他の校区においても、児童生徒数の動向によっては、こうした一次統合のように、段階的な再編もありうることから、併せて検討してまいりたいと考えている。

さらに、実際に再編を進めるにあたっては、再編対象となる学校が所在する地域の皆さんの理解と協力が極めて重要である。今後は、地域における主体的な動きを尊重し、令和3年度には地域の皆さんとの意見交換会や市民フォーラムを開催するなど、様々な意見を伺ってまいりたいと考えている。

また、学校再編を着実に進めていくため、令和3年度に行政組織の改正を予定している。統合校整備等推進室を学校再編推進課に改め、学校再編全般を所管することとするほか、学校再編が教育施設の再編にとどまらず、市全体の公共施設やコミュニティーの

在り方にも密接に関連することから、学校再編推進担当を設置し、市長部局との連携も十分に図ってまいりたいと考えている。

いずれにしても、学校再編の最も大切な目的の一つとして、「子どもたちへの質の高い教育の提供」があり、子どもたちがこれからの社会で生きていくために必要な資質や能力を育む環境を実現するため、着実に学校再編を進めてまいりたいと考えている。

②自由民主党 押田 大祐 議員（3月9日）

(問) 昨年9月以降、水橋地区の小・中学校の統合の取組がどのように進んだのか。

今後どのような流れで統合や校舎の建設を進めていこうとしているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 昨年9月に水橋地区の5校区の皆様から統合校建設の要望を受けた。その後、水橋地区自治振興会においては、11月に会議を開催され、水橋地区統合小・中学校の建設を推進するために、地区の協議会の設置について話し合われ、その際、富山市からも令和4年4月開校を予定している、八尾地域統合中学校の建設推進協議会の例を紹介した。

また、今年2月にも同様の会議が開催され、地域においては、今年5月ごろを目途に、水橋地区において協議会が設立される予定と聞いている。

富山市としても、この協議会において円滑な協議がなされるよう引き続き支援してまいりたいと考えている。

また、富山市においては、統合校の整備に関する基本構想や、配置計画を策定するため、水橋地区統合校整備に係る基本計画等策定業務委託の事業者を決める公募型プロポーザルを今年2月に実施し、事業者を決定したところであり、整備の詳細については、今後、検討していくこととしている。

基本計画を策定する過程においては、地域の皆さんの様々な意見を伺うため、ワークショップの実施を予定しており、いただいた意見を参考としながら小中一貫校や義務教育学校も見据えた校舎等の建設について検討を行ってまいりたいと考えている。

(問) 三郷小学校と上条小学校の統合を円滑に進めるため、これまでどのように取組を進めてきたのか。また、今後どのように統合を進めていくのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 三郷小学校と上条小学校の統合については、水橋地区の皆様からの統合校建設の要望を踏まえるとともに、上条小学校が来年度、複式学級となることから、教育委員会としては、先行して統合することが必要と考えており、両校区の地域の方々にご理解をいただき、統合することとなったものである。

昨年11月にはこの統合に向け、三郷校区・上条校区の両自治振興会や、PTA、学校関係者などで構成される協議会が設立され、これまで計3回の開催の中で、校名や校章、校歌、両校の子どもたちによる事前交流事業、さらには三郷小学校と上条小学校においてそれぞれ運営している地域児童健全育成事業をどのように運営していくかなど、統合を進めるうえでの様々な事項について議論をしていただいている。

今後、両校区の意見が取りまとめられることとなっており、市教育委員会としても、協議会における協議の結果について尊重するとともに、今年度オンラインで実施した両校の子どもたちの事前交流を、令和3年度は実際に顔を合わせた交流とするなど、令和

4年4月の統合に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えている。

(問) 上条小学校の子どもたちがスクールバスで通学するに当たり、どのような安全確保策を考えているのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 令和4年4月から、上条小学校の子どもたちが、現在の三郷小学校に通学することとなった場合、今よりも通学距離が長くなることから、市教育委員会ではスクールバスの導入について検討しているところである。

スクールバスの運行は、基本的に、上条小学校を起点に三郷小学校までの二点間を直接結ぶルートを考えており、バスが安全に運行できるよう、幅員が広く、見通しが良い道路を選ぶことを検討している。

また、子どもたちがひとつの拠点に集合し、スクールバスで一斉に送迎することは、富山市としても初の試みであることから、子どもたちが安全安心に乗降車できるようにするため、バスの発着場となる上条小学校にスクールバスの待合所の設置等の検討を進めているところである。

いずれにしても、昨年の市民アンケート調査でも回答が一番多かった、通学における安全確保は、市教育委員会としても大切であると考えており、子どもたちや保護者の負担や不安の解消に努めてまいりたいと考えている。

(2) 小学校における35人学級について

①自由民主党（代表） 村家 博 議員（3月5日）

(問) 小学校における教科担任制や35人学級編制による教育が児童に与える効果や導入への課題について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 小学校高学年における教科担任制については、本年1月、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が、令和4年度から導入するという答申を取りまとめた。

教科担任制が導入された場合の児童への効果としては、

- ① 子どもが専門的な指導を受けることにより、興味・関心をもって授業に臨むとともに、知識理解が深まる
- ② 小学校高学年から教科担任制を経験することで、中学校の学習形態への緩やかな移行につながり、いわゆる”中1ギャップ”の緩和となる
- ③ 複数の教員から指導を受けることができるため、それぞれの教員がもつ個性や人柄に触れることができる

などが期待される。

一方、現在の県の教職員配置基準では、例えば小・中学校の適正規模である18学級の場合、配置される教員数は教科担任制である中学校が27人であるのに対し、小学校では20人であり、担任以外の教員は、2人しかいない。小学校においては、現状の教員数のままでは、中学校のような教科担任制を導入するには厳しい人数であると認識しており、教員の増員が課題であると考えている。

次に、35人学級編制については、いわゆる「標準法」の一部を改正する法律案が2

月2日に閣議決定された。今後、国会でこの法律案が可決されれば、令和3年度は小学2年生で実施し、令和7年度までに小学校全学年で段階的に実施されることとなる。

40人学級から35人学級になる場合の児童への効果としては、

- ① 自分の考えを发表或し、学級のリーダーや委員等として活躍する機会が増える
 - ② 子どもと教員のかかわる機会が増え、安心して学習に取り組んだり、悩みを相談することができる
- などが考えられる。

課題としては、今年度の児童数で試算すると、40人学級が35人学級になった場合、小学校では21学級の増となり、それに伴い30名程度の教員の増員が必要となることから、未配置が発生することも考えられる。

今後、市教育委員会としては、35人学級の教育効果を最大限に発揮することができるよう、必要な教員数の確保を県や国に強く働きかけてまいりたいと考えている。

②公明党（代表） 佐藤 則寿 議員（3月5日）

（問）小学校35人学級を段階的に進めながら、中学校も含めた30人学級の実現に向けて検討を進めていくべきと考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）「35人学級」になる場合の児童へのメリットとしては、

- ① 自分の考えを发表或し、学級リーダーや委員等として活躍する機会が増える
- ② 子どもと教員とのかかわる機会が増え、安心して学習に取り組んだり、悩みを相談することができる

などが考えられる。

また、教員にとってのメリットとして、

- ① 1学級の児童数が減るため、担任の事務作業等が軽減される
- ② 学級数が増えることで、複数の教員が役割分担をしたり、協力して指導することが可能になる
- ③ 特別な配慮が必要な児童生徒をはじめ、一人ひとりの児童生徒に対して、よりきめ細かな指導を行うことができる

などが考えられる。

「40人学級」から「35人学級」になった場合には、今年度の児童数で試算したところ、市内小学校全体で21学級増えることになるが、ランチルーム等の特別教室を改修することで必要な教室を確保できる見込みである。

さらに、「30人学級」となった場合も試算したところ、108学級増えることになり、この場合は、学校施設の増改築が必要となる。

また、教員の配置においても、富山市の小学校だけで、教員数は少なくとも130名以上増える見込みであり、確保が非常に困難になる。

このため市教育委員会としては、まずは、35人学級の導入にあたり、県に対して教員の配置増を強く要望するとともに、中学校を含めた30人学級の導入については、今後の国や県の動向等を注視してまいりたいと考えている。

②会派 誠政 尾上 一彦 議員（3月9日）

（問）35人学級のメリット・デメリットをどのように捉え、35人学級に期待することについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）40人学級から35人学級になる場合の児童へのメリットとしては、

- ① 自分の考えを发表或し、学級のリーダーや委員等として活躍する機会が増える
 - ② 子どもと教員のかかわる機会が増え、安心して学習に取り組んだり、悩みを相談することができる
- などが考えられる。

また、教員にとってのメリットとして、

- ① 1学級の児童数が減るため、担任の事務作業等が軽減される
- ② 学級数が増えることで、学年の複数の教員が役割分担をしたり、協力して指導することが可能になる

など、働き方改革にもつながることを期待している。

課題としては、学級増に伴う教員の増員が必要となり、未配置が発生することが考えられる。

市教育委員会としては、35人学級のスムーズな導入に向けて関係機関と連携を図りながら、教育の充実に努めてまいりたいと考えている。

（問）35人学級が順次進められた場合、全ての小学校で教室の確保が可能か見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）小学校の35人学級への移行については、国の方針では令和3年度から5年をかけて段階的に引き下げることとなっている。

富山市ではこれまで、県の学級編制基準に基づき、小学1、2年生は35人、3、4年生は学校ごとに35人と40人いずれかの選択による学級編制を実施しており、当面は、現状の施設で対応が可能な状態である。

また、今後、児童数の増加が見込まれる小学校のうち、更に普通教室が必要となる学校については、教室の再配置や施設の改修などにより、必要な教室数を確保できるものと見込んでいる。

（問）35人学級となることによって、「（仮称）富山市立小・中学校再編計画」に影響はあるのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）35人学級が導入されれば、一部の小学校において、1学年を複数学級で編制する学校が増えることから、11学級以下の小規模校数は、一時的には減少すると見込んでいる。

一方、少子化が進行する中、今後の児童数の推移によって、小規模校数が変動することが想定されることから、再編計画の策定にあたっては、児童数の動向を注視することはもとより、計画策定後も定期的に見直しを図ることを予定しており、今回の35人学級の導入による、再編計画そのものへの影響は少ないものと考えている。

(問) 教員の確保について、本市として何らかの対応が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会としても、35人学級や小学校における教科担任制の導入に伴って、増加する教員の確保が重要な課題の1つであると考えている。

現在、県費負担教職員の任用については、任命権者である県教育委員会が行い、市町村教育委員会に配置することとなっている。

全国的には、市町村費負担の教職員を配置している自治体もあるが、持続的に安定した配置を進めるためには、やはり人事権をもつ県教育委員会の責任で配置を進めることが不可欠であると考えている。

市教育委員会としては、これまで同様に県教育委員会に対して、配置基準に基づく教職員の確実な配置を強く要望してまいりたいと考えている。

(3) 情報教育の推進について

①自由民主党 (代表) 村家 博 議員 (3月5日)

(問) 1人1台の端末配備をどのように教育活動に取り入れていくのか。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 現在、富山市では、一昨年12月に文部科学省より示された「GIGAスクール構想」に則り、今年度末を目途に、小・中学校における高速大容量通信に対応するための校内通信ネットワークの改修や無線LANの整備、児童生徒1人1台端末の配備を進めている。

市教育委員会では、教育活動において、これまでも児童生徒の主体的な学び、児童生徒同士の関わりによる協働的な学びを大切にしてきた。引き続きこれらを基本とすることに変わりはないが、児童生徒に対して新たに配備する1人1台の端末を、文房具や辞書・辞典のような身近な学習ツールとして活用し、仲間とのコミュニケーションをさらに活発にしたり、主体的に問題解決する学習を積極的に取り入れるなどして、ICTの活用を推進してまいりたいと考えている。

端末を活用した具体的な活動例としては、

- ① 児童生徒自身が必要な情報にアクセスし、その情報を主体的に収集・選択する
- ② 授業や学級活動において、端末上で考えや意見を共有し協力しながら学習に取り組む
- ③ 授業やクラブ活動において、様々な分野の方々とオンラインでつながることで、より専門的な話を聞いたり指導を受けたりする

などが挙げられる。

さらに、こうした活動の延長として、児童生徒が端末を家庭に持ち帰ることで、

- ① 日常的に授業の内容を振り返ったり、課題に継続的に取り組んだりする
- ② 長期休業中や臨時休業時においても、教員がオンラインで児童生徒の状況を把握したり、学習を支援したりする

など、活用の幅を広げていく。

また、様々な事情で教室に入ることのできない児童生徒が端末を活用することで、保健室や教育相談室等の別室で授業に参加することも可能になると考えている。

市教育委員会としては、これまでコンピュータ室等で限定的に使われていた端末を、今

後は教室や体育館、さらには家庭等、様々な場所で効果的に活用することで、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、確かな学力をはぐくむよう努めていく。

②公明党（代表） 佐藤 則寿 議員（3月5日）

（問）「デジタル・シティズンシップ教育」の推進が重要と考えるが、教育長の見解を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

（答）「デジタル・シティズンシップ教育」は、ICTやインターネット等の情報技術の利用において、適切で責任ある行動ができる子どもの育成を目指すという考え方である。

現在整備中の1人1台端末の導入に伴い、子どもたちが学校や家庭においてインターネットを利用する機会は格段に増えることが予想される。そのため、今後はICTやインターネットの使用を制限してリスクを減らすのではなく、子どもたちがICTを効果的かつ責任をもって使えるよう支援していくことが重要となる。

また、インターネット上で誰もが双方向で情報発信することができるメディア（いわゆる「ソーシャル・メディア」）が普及した現代においては、子どもたち自身が加害者になってしまうことも十分に考えられる。そのため、ネット上に載せた自分の発言や画像等の情報が永久に残り続けること等を意識し、責任と倫理観をもって行動することが求められる。

こうしたことから、市教育委員会では、子どもたちが安心・安全にインターネットを利用できるよう、平成28年度からすべての中学校において1年生を対象に、個人情報や誹謗中傷を書き込まないことなどを指導する「情報モラル講座」を実施してきた。しかし、小学生のインターネット利用率が年々上昇しているため、令和元年度から対象を中学1年生から小学5年生に変更したところである。

この講座では、子どもたちが様々な場面でインターネットを積極的に活用することを前提とした上で、ネットいじめやネット依存等の問題を取り上げながら、情報化社会における正しい考え方や態度について指導している。

また、小・中学校のすべての学年において、担任による情報モラルに関する指導が繰り返されるよう、教室のパソコンから様々な指導事例を活用できるようにしている。

市教育委員会としては、子どもたち自身が行動の善悪を判断し、情報化社会におけるコンピュータのよき使い手となるよう、情報教育の推進に努めていく。

（4）教育における新型コロナウイルス感染症対策について

①自由民主党 鋪田 博紀 議員（3月8日）

（問）富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議の成果について問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）富山市では、新型コロナウイルス感染症に関する学校での課題について、医学的知見に基づき、適切な対策を検討するため、子どもの感染症に詳しい医師を中心に、保健所や学校、教育委員会等の職員で構成する「富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を昨年5月に設置した。

これまでに会議を5回開催し、「学校内の消毒・清掃の方法」や「給食の実施方法」など、様々な対策を検討してきた。

中でも、新型コロナウイルス感染症が未知のものであり、学校における感染防止対策が全国的に過度となっていることから、検討会議では、子どもの世界的な感染状況や統計情報などを踏まえ、対策を適切に緩和するよう議論してきたところである。

例えば、第1回目の会議では、「フェイスシールドや各机の衝立は、学校現場では不要であること」を確認し、第2回目は、「熱中症対策のため、登下校のときなどは、マスクの着用を求めないこと」を確認している。

検討結果は、各学校（幼稚園を含む、以下同じ）にリーフレットの形式で伝え、保護者に一斉に配布するとともに、各学校や市のホームページ等で広く公開するなど、情報とその理解の共有に努めているところである。

また、検討会議の委員である医師から助言を得て作成した「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」及び「新型コロナウイルスの感染者発生時の対応マニュアル」を各学校へ発出するとともに、対策をするうえで学校現場から寄せられた、200問を超える質問について、医師から回答をいただき「質問回答集」として取りまとめて各学校に送付している。

こうしたことにより、授業や課外活動など学校生活の場面場面に応じた感染リスクを適切に低減するとともに、感染症対策により生じていた児童生徒や教職員等の心や体の負担の軽減が図られたものと考えている。

さらに、合唱コンクールや卒業式・入学式など学校行事を開催する際の対策に関する指針も作成しており、この指針や「質問回答集」等に基づき、各学校においては、安心して学校行事を実施しているところである。

感染症対策の長期化に備えるため、引き続き専門家による検討やアドバイスを得ることが必要であると考えており、来年度においても、本検討会議を適宜開催することとしている。

(問) 県や他市町村との情報共有等の連携について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 県や他市町村との連携については、文部科学省や県からの新型コロナウイルス感染症対策に関する情報は、速やかに各学校に伝えるとともに、県内他市町村から富山市の対応に関する問い合わせもあったことから、富山市が作成したガイドラインや対応マニュアルを、県内全ての市町村教育委員会に提供しているところである。

今後も、県や他市町村と情報共有しながら、感染症対策に取り組んでいきたいと考えている。

(問) 進級、進学に向けて、年度内に学習内容がすべて履修されるのか。また、履修するための取り組みについて問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 富山市の小・中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年4月13日から5月31日までを臨時休業とした。

文部科学省の通知では、小学6年生、中学3年生以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として、今年度計画している学習内容について、指導を終えることが難しい場合、次年度以降に移して学習することができるとしている。

しかし、富山市では、夏季休業を10日間に短縮したり、各小・中学校において教育活動の工夫を行うことで、市内すべての小・中学校において、年度内にその学年の学習内容を履修することができるものと考えている。

各小・中学校における教育活動の具体的な取り組みとしては、

- ① 「社会に学ぶ14歳の挑戦」の中止や学習発表会等の学校行事の縮小により、授業時間を確保する
 - ② 行事等の内容の見直しによる、準備や当日の運営にかかる時間を縮減する
 - ③ 授業においては、学校でしかできない児童生徒同士が関わり合う協働学習等を充実し、一人でも取り組める学習のまとめや反復練習等を家庭学習とする
 - ④ 休み時間や放課後等を利用した質問教室を設定する
- などがあげられる。

(問) 学校行事の縮小・中止などによる子どもの心と身体に与える影響を軽減するための学校の取り組み、PTA等関係する団体との連携、地域と連携した取り組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 新型コロナウイルス感染症対策のため、ソーシャルディスタンスの確保や活動の制限等は、児童生徒にとって心理的・身体的影響があるものと認識しており、各小・中学校では、その影響を軽減するために様々な教育活動の工夫をしている。

その具体的な取り組みとしては、

- ① マスクを外すため、会話を制限されている給食の時間に、校内放送で音楽を流したり、クイズを出題するなどして、リラックスできる雰囲気をつくる
- ② 始業前や休憩時間に、人と人との距離を保ちながら軽いランニングやストレッチを行うなど、体を動かすことで気分転換を図る
- ③ 宿泊を伴う校外学習の代替として日帰りによるオリエンテーリングや野外炊飯など、自然に親しむ活動を行う
- ④ 中学校における県外への修学旅行の代替として、立山黒部アルペンルートや五箇山集落等、県内の名所をめぐる旅行を行う
- ⑤ 運動会の代替として、スポーツ記録会やダンス発表会など、児童生徒の活動の積み重ねの成果が発表できる場を設定する

などの工夫をしている。

また、PTA等と連携した具体的な取り組みとしては、夏季休業中に親子で学校の体育館やグラウンドで宿泊する行事等の代わりに、

- ① 校区内ウォークラリーや走り方教室、スケート体験教室等の体育的な活動を行う
- ② 親子でのデザイン書道や校内放送を利用した読み聞かせといった文化的な活動を行う

などがあげられる。

さらに、地域と連携した具体的な取り組みとしては、実際に地域に出掛けて交流する代わりに、

- ① 地域にある高齢者施設等の利用者と、手紙やビデオレターを通して交流する
- ② 自治振興会等と連携し、地域からゲストティーチャーを招き、地域の特産物についての講義や収穫祭を行う

などがあげられる。

これらのように、コロナ禍においても、様々な機会をとらえ、感染症対策を行った上で、児童生徒がやりがいや充実感をもつことができる取り組みを工夫することで、心や体の健康を保てるようにしている。

(5) 中学校の部活動と教員の多忙化改善について

①会派 誠政 尾上 一彦 議員 (3月9日)

(問) 中学校部活動の役割について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 部活動は、同じスポーツや文化等に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。

その役割については、学習指導要領の総則等にも示されているように、体力や技能の向上はもとより、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることなどである。

具体的な例としては、

- ① 顧問の教員やコーチの指導のもと、一つの目標に向かって学年の違う仲間が練習を重ねる中で連帯感や責任感をはぐくむ
- ② 大会やコンクールに参加する中で、勝つ喜びや負ける悔しさを経験しながら一人ひとりが人間的成長を感じる

などが挙げられる。

このように、部活動は生徒にとって多様な学びの場としての教育的意義が大きく、生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させるなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしているところである。

(問) 中学校の部活動を地域に移行することについて、どのような課題があると考えているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省では、昨年9月、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していく案を示した。

部活動の地域移行で期待される効果としては、

- ① 生徒にとって、活動の選択肢が広がる
 - ② 専門性の高い指導を受けることができる
 - ③ 教員にとって、部活動指導の負担が減り、授業準備などに専念できる
- などが挙げられる。

しかし、富山市の現状では、多くの課題も想定される。具体的には、

- ① 現段階においては、受け皿の地域間格差が大きい
- ② 費用や送り迎えなど、家庭の負担が増え、一部の生徒は参加できなくなる可能性がある
- ③ 中学校教員が有するスポーツ・文化における専門性を発揮する機会が減少する
- ④ 生徒と教員がともに考え、ともに汗する中から生まれる信頼関係が築きにくくな

ることなどが挙げられる。

市教育委員会としては、今後、国や県の地域部活動推進事業に関する実践研究の成果や他市町村の動向を注視しつつ、生徒にとっても教員にとっても有意義な部活動の在り方について検討してまいりたいと考えている。

(問) 部活動の地域人材活用による教員の多忙化改善効果について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 富山市では、地域人材を活用した部活動指導員とスポーツエキスパートを配置している。

部活動指導員については、単独での指導や施設・用具の点検・管理、部活動の指導計画の作成等の業務を担うことができ、かつ、休日を含む週3日、1日当たり2～3時間の指導が可能となっている。このため、当該の部活動顧問は、授業の準備や教材研究等の時間が確保されるとともに、研修会への参加も可能になったなどの報告を受けている。

また、スポーツエキスパートについては、中学校体育連盟に登録することで、公式戦においても指導が可能であり、1回の指導時間は2時間程度、年間の派遣回数は24回となっている。さらに、スポーツエキスパートは、専門的な知識を有することから、生徒の競技力向上のみならず、専門外の競技を担当する教員の心理的負担の軽減につながったなどの報告を受けている。

市教育委員会としても、部活動指導員やスポーツエキスパートの指導が生徒にとって有意義であることはもとより、教員の負担軽減につながり、多忙化改善に大きな効果があると考えている。

このことを踏まえ、令和3年度は、単独での指導が可能である部活動指導員を増員し、各学校における更なる多忙化の改善につなげたいと考えている。

(問) 今後も、ICT等を活用し、更なる多忙化改善を進めるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会におけるICTの活用に関する多忙化改善の具体的な取組みの1つに、令和元年度までに、全小・中学校に導入が完了した「校務支援システム」がある。

この導入により、これまではそれぞれ別の書類として作成していた通知表や指導要録、中学校へ送る成績の書類等が、一度入力すれば全ての書類に反映することができるようになり、作業の簡素化と時間の短縮につながっている。

また、コロナ禍における臨時休業期間においては、児童生徒の学力補充や家庭学習の支援として、各小・中学校において作成していた動画やプリント等の教材を、市内すべての教員がパソコンでアクセスできる場所に保管し、互いに共有するなど、ICTを活用してきたところである。

さらに、教員の研修は、これまで教育センター等で開催していたが、本年度は、研修内容によっては、

- ① インターネットを経由して双方向で会話が可能な「オンライン」方式
- ② 研修を受けるものが、自分の都合のよい時間に、インターネットを経由してビデオを視聴することが可能な「オンデマンド」方式

も取り入れることで、移動時間の削減等、教員の負担の軽減と効率化につながっている。

市教育委員会としては、これらのICTを活用した取組みをコロナ禍における一過性

のものにせず、継続的に取り組む中で、工夫、改善を図り、多忙化改善の一助としてまいりたいと考えている。

(6) イタイイタイ病資料館の活用について

①卯月 高見 隆夫 議員（3月11日）

(問) 市内の小・中学校におけるイタイイタイ病資料館の活用状況について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市内の小・中学校では、四大公害病のひとつであるイタイイタイ病の発生と被害や病気の原因、農地をよみがえらせるための先人の苦労や努力を学ぶことを目的として、富山県立イタイイタイ病資料館に足を運び、当時の資料や写真を見たり、語り部の講話を聞くなどして学習を進めている。

今年度、資料館を利用した学校は、小学校23校、中学校2校であり、児童生徒数にして1,274人となっている。小学校の利用は、そのほとんどが社会科で公害問題を学ぶ5年生となっている。

(問) イタイイタイ病資料館の活用も含め、子どもたちが公害問題に向き合うためにどのような教育を行っていこうと考えているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市内の小・中学校では、小学5年の社会科「環境を守るわたしたち」や中学3年の社会科「公害の防止と環境の保全」の学習において、日本の高度経済成長期に重化学工業化が進み、環境汚染が拡大したために引き起こされたイタイイタイ病や水俣病等の公害問題について学んでいる。

イタイイタイ病については、市内の小学5年生と中学2年生に配付している資料館発行の「よみがえった美しい水と豊かな大地-イタイイタイ病に学ぶ-」を副読本として活用するとともに、資料館の訪問を通して、より詳しく学び、公害問題を身近な問題として考える学習を行っている。

なお、市内の小・中学校の全教職員に配付している「富山市学校教育指導方針」には、イタイイタイ病資料館を取り上げており、学校で学んだことを実感を伴って体験できる施設として紹介している。

子どもたちは、イタイイタイ病をはじめ四大公害病についての学習を通して、公害の被害やその恐ろしさに加え、社会の発展と自然との共存の双方の重要性について学んでいる。

今後も、イタイイタイ病資料館の活用や社会科、理科、総合的な学習の時間をはじめとするすべての教育活動において、日本の将来を担う子どもたちが、環境保全の重要性を認識し、自分たちにできることを実践していく態度をはぐくむよう努めてまいりたいと考えている。

(問) イタイイタイ病資料館を利用してどのような研修を行っているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市内の小・中学校の教員は、子どもたちに、公害問題と環境保全について指導するにあたって、教科書や副読本を使ったり、イタイイタイ病資料館を訪問するなどして、教材研

究を行っている。

資料館を利用した研修については、

- ① 資料館が主催する研修に参加し、教員の実践事例発表を聞いたり、多様な指導方法について協議する
- ② 市内の小・中学校の教員で組織する小学校教育研究会・中学校教育研究会等が資料館を訪れ、イタイタイ病への理解を深めたり、資料館の効果的な活用方法について学ぶ
- ③ 教科書や副読本、公害関連の書籍を使っての教材研究に加えて、資料館のホームページにあるバーチャル展示室を利用したり、メールマガジンから情報を得るなどを行っている。

市教育委員会としては、今後も環境保全に向けて、自分たちが今できることに意欲的に取り組もうとする子どもを育てるために、イタイタイ病資料館も活用しながら、教員が主体的に研修を行っていくよう指導してまいりたいと考えている。

(7) フード・マイレージについて

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員（3月12日）

(問) 学校給食の食材の主な種目や品目に占める輸入食材の割合を問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 富山市が学校給食で使用した主な食材の昨年度の使用実績については、まず、ご飯やパンなど主食用食材としては米と小麦を使用しており、米は全て国内産、小麦は全て外国産である。

米と小麦を合わせた使用量約414トンのうち、小麦は約73トンであり、その割合は約18%となっている。

次に、野菜については、使用した51品目のうち、一部でも外国産を使った品目数は、ブロッコリーなど10品目である。

野菜全体の使用量約818トンのうち、外国産は約37トンであり、その割合は約5%となっている。

果物については、使用した22品目のうち、外国産を使った品目数は、バナナなど3品目である。

果物全体の使用量約120トンのうち、外国産は約58トンであり、その割合は約48%となっている。

大豆については、豆腐に使用したものに限定すると、その重量を豆腐の3割程度として算出した場合、使用量は約27トンとなる。

そのうち、輸入大豆の割合は、豆腐を調達している富山市学校給食会の調べによると約60%である。

(問) 地球環境保全等のためにも、学校給食の食材を輸入食材から国産食材に切り替える取組を強化するべきと考えるが、見解を問う。

<学校保健課：事務局長答弁>

(答) 富山市では、学校給食にできる限り国内産食材を使用するよう努めているが、児童生徒等1日約33,000食の学校給食を実施するためには、良質な食材を安定して調達する必要がある。

あり、食料自給率が低い水準にある我が国では、様々な食材を輸入せざるを得ない状況にある。

こうした中においては、生産量の少ない国内産の食材のみを給食に使用することは、現実的でないものと考えている。

外国からの食材輸送の過程もCO₂排出削減に向けた1つの着眼点ではあるが、国内産であっても、例えば、露地栽培かハウス栽培かによって、CO₂排出量は大きく左右されるものである。

地球環境の保全という観点からは、食材の輸送のみならず、調理場における食品ロスを減らす工夫や、児童生徒の食べ残しを少なくすることなど、身近な生活を通して実施可能な様々な取組と重ね合わせて行うことも重要であると考えている。

今後とも学校給食分野においても、全体として環境負荷の低減につながるような取組に努めてまいりたいと考えている。

(問) フード・マイレージについて取り入れた教育を行うべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) フード・マイレージとは、輸送した食料の重さに、食料の生産地から消費地までの輸送距離を掛け合わせた値のことである。

食料の輸送が環境に与える負荷の大きさを表す指標とされる「フード・マイレージ」については、小学校5年生の社会科「これからの食料生産とわたしたち」、中学校の家庭科「食生活と環境とのかかわり」において学習している。

具体的な内容としては、

- ① 食料の輸送にはたくさんの石油が使われるため、環境に負荷をかけていること
- ② 持続可能な食料生産のために地産地消等に取り組む方法もあること
- ③ 食品の多くを輸入に頼っている日本ではフード・マイレージが他国に比べて大きいなどの課題を認識する必要があること

などを学んでいる。

これらの学習を通して、富山市の子どもたちは、日常生活において、食品ロスを減らすために、食品を計画的に購入し、無駄なく調理して食べ切るなど、食生活を見直すとともに、ごみの減量化のために、買い物の際にマイバッグを持参したり、ごみの分別に協力するなど、環境への負荷が少ない生活づくりに向けても主体的に取り組んでいる。

市教育委員会としては、今後も社会科や家庭科の授業をはじめとする全ての教育活動を通して、地球環境に配慮し持続可能な社会を実現させるために、正しい知識を身につけ、自ら判断し、自分にできることを実行していく子どもを育ててまいりたいと考えている。

(8) 富山市天文台の廃止について

①日本共産党 小西 直樹 議員 (3月9日)

(問) 廃止となる富山市天文台の今後の利用計画について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 天文台は、設備の老朽化の進行により、空調設備が故障していること等から、現状のままの施設を市民にご利用いただくことは難しいと考えている。

現在のところ、廃止となる天文台を他の目的で利用する考えはないが、当面の間は、機械警備など休館時と同様の維持管理を行い、天文関係の資料や科学博物館関連資料等の保管場所として利用することを考えている。

富山市立呉羽幼稚園の休園について

【学校教育課】

- 1 趣 旨
園児数の減少により、富山市立呉羽幼稚園を休園するもの。

- 2 休園予定
令和3年4月1日から休園とする。

2021.

4/17 **土**

→ 7/4 **日**

休館日 5/17 (月) ~ 5/23 (日)

開館時間 9:00 ~ 17:00
(入館受付 16:30 まで)

観覧料 大人 210 円
高校生以下無料



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

茶の湯の席は、絵画や墨蹟といった掛物をはじめとして、茶入・茶碗などの陶磁器、釜・灰匙といった金属器、棗・盆などの漆器、茶杓に代表される木竹工芸品など、実に多様な素材からなる道具から構成され、これらが一会で用いられることにより全体として統一された世界を作っています。本展では、こうした、茶の湯の道具のさまざまを紹介します。

茶の湯のたのしみ



石山切 貫之集下 藤原定信 平安時代



消息 徳川家康宛 豊臣秀吉 桃山時代



宋胡録水指 タイ スコタイ窯 15~16世紀



鉄線唐草蒔絵歌書筆筒 伝五十嵐道甫 江戸時代



古伊賀耳付花入 桃山時代

2021.4.10 Sat → 6.22 Tue

富山市ガラス美術館 2階 展示室1・2
 開場時間: 午前9時30分から午後6時まで(金・土曜日は午後8時まで、入場は開場の30分前まで)
 ※初日のみ開会式(午前11時より)終了後開場
 開場日: 4月21日(水)、5月12日(水)、5月19日(水)、6月9日(水)、6月16日(水)
 観覧料: ◎一般800円(600円)、大学生600円(500円) ※小中高生未就学児無料 ※()内は前売り、団体料金
 ◎同時開催企画展との共通観覧券: 一般1400円(1200円)、大学生1200円(1000円) ※()内は団体料金
 本展の観覧券で常設展もご覧いただけます
 ◎前売りチケット取り扱い(一般単独券600円のみ): アスネットカウンター Tel. 076-445-5511、TOYAMAキラリ1F総合案内
 主催: 富山市ガラス美術館
 特別協力: サントリー美術館、富山新聞社、北日本放送、チューリップテレビ、富山テレビ放送
 後援: 北日本新聞社、富山新聞社、富山新聞社、北日本放送、チューリップテレビ、富山テレビ放送

渋谷直治(時の記憶 '90-N') (部分) 1990年、サントリー美術館所蔵、撮影: 小嶋武和、斎城雄



サントリー美術館特別協力

ガラスに挑む

Special Cooperation from Suntory Museum of Art
The Challenge of Glass
Discovering the Material

素材へのまなざし

TOYAMA 富山市
キラリ ガラス美術館
TOYAMA GLASS ART MUSEUM



20世紀半ばに胎動を始めた現代ガラスアートは、1980～90年代に世界的な興隆期を迎えます。本展では、国内有数のガラスコレクションを所蔵するサントリー美術館のガラス作品16点と、富山市の所蔵するガラス作品8点を展示し、この時代の活気に満ちたガラス芸術の様相をご紹介します。サントリー美術館の現代ガラスコレクションは、1988年から1998年にかけて全8回開催された「サントリー美術館大賞展」への出品作品で構成されています。創立以来「生活の中の美」をテーマとして活動していた同館は、人々の意識や生活環境が急激な変化を見せた20世紀末において、美術と工芸の境界にとらわれない新たな時代の造形を探索することを目指し、この大賞展を開催しました。陶や金属、繊維、ガラスなど、特に工芸の分野で用いられてきた素材による造形芸術を対象として行われた同展には、多くのガラス作家が参加しました。同展に出品したガラス作家たちは、透明性や表面に現れる様々な質感、繊細さ、物体としての量感など、素材の持つ特徴やそこから生まれる表情をそれぞれの立体造形へと積極的に取り入れ、独自の表現を展開しました。これらの作品は、自らの扱う素材と真摯に向き合い、新たな造形表現を探索し続けた作家たちの、飽くなき挑戦の証といえます。本展を通して、1980～90年代におけるガラス作家たちの充実した造形表現の数々をお楽しみください。

関連プログラム

◎ 開会式

日 時：4月10日(土) 午前11時より
会 場：富山市ガラス美術館2階 ロビー ※一般の方もご参加いただけます。

◎ 講演会

日 時：4月25日(日) 午後2時より(1時間30分程度)
会 場：富山市ガラス美術館2階 ロビー
講 師：石田佳也氏(サントリー美術館 学芸部長)
※事前申込不要、参加無料。

◎ ワークショップ 「キャストの技法を体験：ガラスのオブジェを作ろう」

日 時：5月22日(土)、5月29日(土)の2日間
両日 午後1時30分～午後4時30分(3時間程度)
会 場：富山ガラス工房第2工房 ※駐車場あり
講 師：渋谷良治(富山市ガラス美術館 館長)
共 催：一般財団法人 富山市ガラス工芸センター
※ワークショップの詳細(定員、申し込み方法など)については、当館ウェブサイトに掲載します。

◎ 見どころトーク

日 時：4月11日(日)、5月2日(日)、5月16日(日)、6月13日(日)
各回 午後2時より(20分程度)
会 場：富山市ガラス美術館2階 会議室1・2
定 員：各回先着17名程度
※事前申込不要、参加無料。ただし参加には本展の観覧券が必要です。

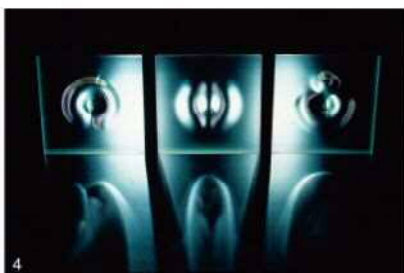
◎ イブニングトーク

日 時：6月4日(金) 午後6時より(20分程度)
会 場：富山市ガラス美術館2階 会議室1・2
定 員：先着17名程度
※事前申込不要、参加無料。ただし参加には本展の観覧券が必要です。

※関連プログラムは都合により中止、または変更となる場合があります。最新の情報は当館ウェブサイトをご確認ください。

ガラスに挑む

Special Cooperation from Suntory Museum of Art
The Challenge of Glass
Discovering the Material
素材へのまなざし



1. 渋谷良治《時の記憶 '90-IV'》1990年、撮影：小嶋宏和、斎城幸
 2. 扇田克也《BALANCE》1994年、撮影：小嶋宏和、山本正治
 3. リチャード・マイトナー《Irresistible Forces and Immovable Objects-momentum》1990年、撮影：Robert Schlingemann
 4. 家住利男《でっばりとへこみ》1992年、撮影：家住利男
 5. 横山尚人《花の唇人》1988年、撮影：近藤正一
- すべてサントリー美術館所蔵

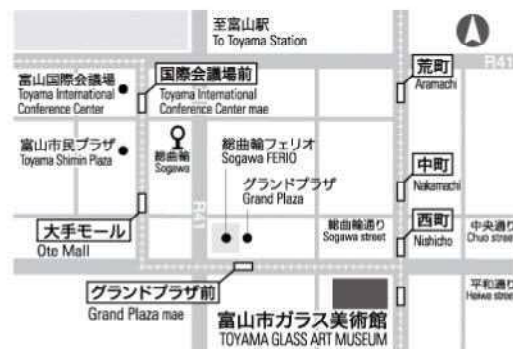
新型コロナウイルス感染防止対策

- ・展示室内の混雑状況により、入場を一時的に制限する場合があります。
- ・マスクを着用し、咳エチケットにご協力ください。
- ・発熱や咳など、風邪のような症状がある方は、ご来館はご遠慮ください。
- ・入場前に検温、体調などの確認をさせていただく場合があります。

交通アクセス

- 富山駅より 徒歩20分/市内電車南富山駅前行きに乗り、「西町」下車、徒歩1分/市内電車環状線(セントラム)に乗り、「グランドプラザ前」下車、徒歩2分(富山駅から「西町」「グランドプラザ前」まで約10分)
- 富山空港より 地鉄バス(富山空港線)「総曲輪」下車、徒歩約4分

〒930-0062 富山県富山市西町5番1号
Tel. 076-461-3100 Fax. 076-461-3310
https://toyama-glass-art-museum.jp



TOYAMA 富山市
キラリ ガラス美術館
TOYAMA GLASS ART MUSEUM